



報道関係者各位

令和 8 年 10 月 28 日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 山本
佐賀市天神一丁目 4 番 15 号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和 8 年台風第 18 号災害義援金（鹿児島県）募集のお知らせ

令和 8 年 8 月 26 日からの台風第 18 号により、多くの被害が発生し、鹿児島県徳之島町に災害救助法が適用され、鹿児島県共同募金会が被災者支援を目的とした義援金の募集を開始しました。

これに伴い、佐賀県共同募金会（会長：山田 裕久）においても同義援金の受付を行います。

本会および市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、**全額を鹿児島県共同募金会へ送金**いたします。被災された方々への温かいご支援をお願いいたします。

記

1. 義援金名称 令和 8 年台風第 18 号災害義援金（鹿児島県）

2. 受付期間 令和 8 年 10 月 16 日（金）から令和 8 年 12 月 28 日（月）まで （期間を延長する場合があります）

3. 義援金の受付方法について

（1）直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20 か所で受け付けます。

（2）金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）3066603	シャカイフクシホウジン サガケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人 佐賀県共同募金会

※ATM で現金にてお振込みいただく際は、「振込依頼人」欄にご自身の名前を入力後、「ご自身の名前（カゴシマ）」で入力してください。（本会では複数の義援金を受け付けており、本義援金へのご寄付であることを確認するため）

【入力例】ヤマダ タロウ（カゴシマ）

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

（裏面につづく）

○直接、鹿児島県共同募金会へ寄付を希望される場合
【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
鹿児島銀行	県庁支店	(普)3048508	フク カゴシマケンキョウドウボキンカイ (福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	(普)1158226	フク カゴシマケンキョウドウボキンカイ (福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00940-1-327054		カゴシマケンキョウボ 鹿児島県共募 レイワ8ネンタイフウダイ18ゴウサイガイギエンキン 令和8年台風第18号災害義援金

※鹿児島銀行、南日本銀行、ゆうちょ銀行（郵便局含む）の窓口での本支店間からの振込手数料は無料

4. 義援金の送金・配分について

本会に寄せられた義援金は、全額、鹿児島県共同募金会へ送金し、鹿児島県が設置する義援金配分委員会において配分が決定され、配分基準に基づいて被災された世帯へ配分される予定です。

5. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・鹿児島県共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と佐賀県共同募金会のHPに掲載している義援金募集案内を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。その他、ご不明な点がございましたら、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996

令和8年台風第18号災害義援金（鹿児島県）（共同募金関係）
募集要綱（第1版）

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

1 趣旨

令和8年台風第18号により、多くの被害が発生し、徳之島町には災害救助法が適用される事態となりました。このため、鹿児島県共同募金会では、この災害で被害を受けられた方々を支援するため、義援金を募集します。

2 名称

令和8年台風第18号災害義援金（鹿児島県）

3 受付期間

令和8年10月16日(金)から令和8年12月28日(月)まで

4 義援金の募集方法

(1) 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	普通3048508	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	普通1158226	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00940-1-327054		鹿児島県共募令和8年台風第18号災害義援金

※1 各銀行の振込用紙または払込取扱票を使用してください。

※2 鹿児島銀行、南日本銀行、ゆうちょ銀行（郵便局含む。）の窓口での本支店間の振り込みについては、振込手数料は無料扱いとなります。

※3 ATM及びインターネットバンキングを利用したの振り込みについては、振込手数料がかかります。

(2) 現金書留による送金（準備中）

5 使途（配分）

集まった義援金については、鹿児島県、鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部等で構成する義援金配分委員会で決定し、市町村を通じて被災者に配分する予定です。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。

※ 税の控除を受けるためには、下記7に記載の領収書等が必要です。

7 税の控除を受けるために必要な領収書

税制上の優遇措置（所得税、法人税及び地方税）を受けるための領収書は次のものとなります。

- (1) 鹿児島銀行、南日本銀行の振込用紙の控え（本要綱写し添付が必要）
- (2) ゆうちょ銀行が日付印を押印した払込金受領証（本要綱の写し添付が必要）
- (3) 別紙1「領収書発行依頼」の提出（送付）により、鹿児島県共同募金会から発行された領収書
- (4) 別紙2（都道府県共同募金会用）または別紙3（県内市町村共同募金委員会用）の「領収書希望者名簿」への記載により、鹿児島県共同募金会から発行された領収書

8 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9 問合せ先

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター2階

TEL 099-257-3750

FAX 099-259-4068

E-mail akaihane@po.minc.ne.jp